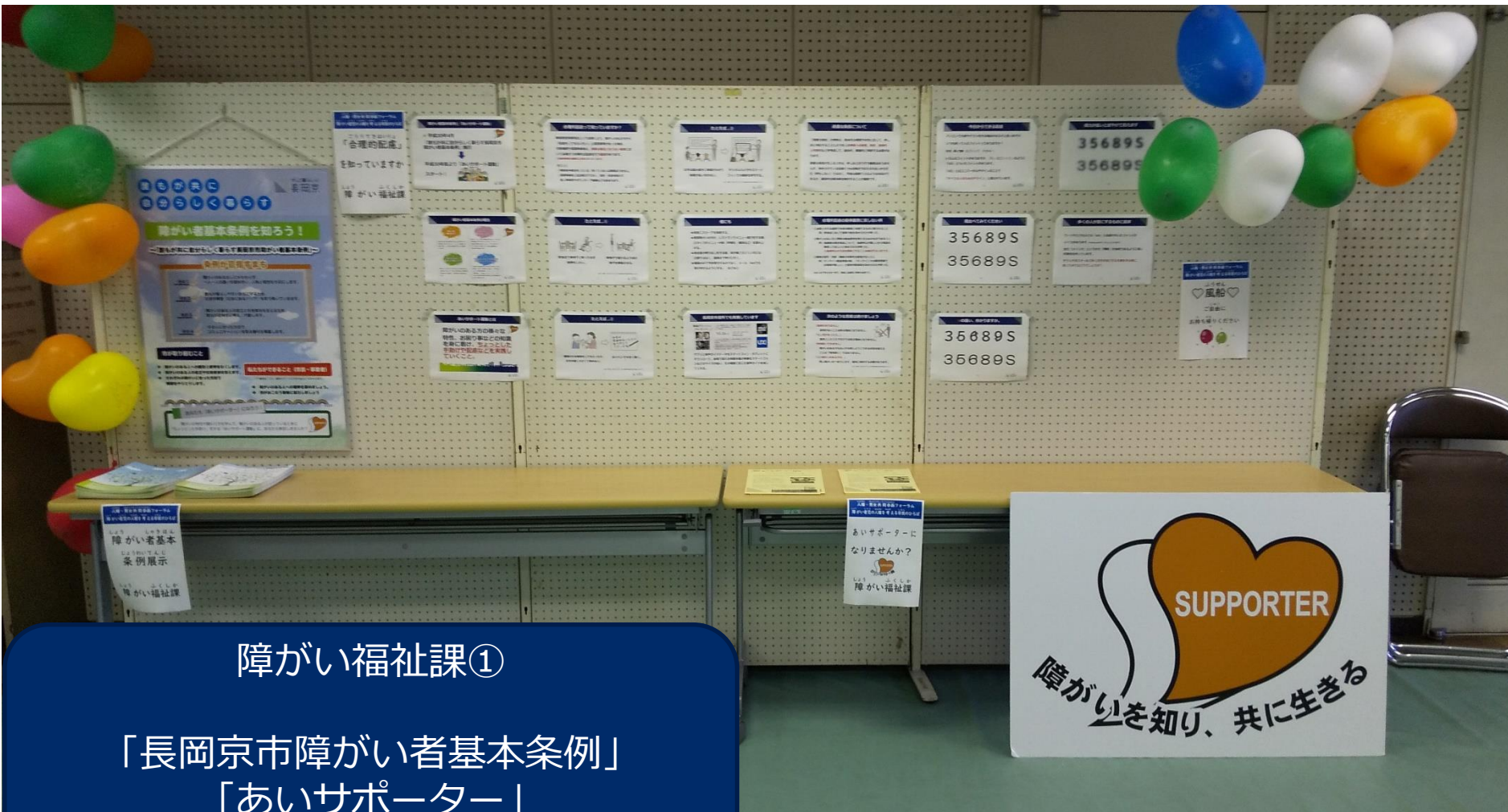


令和5年12月2日 公民館1階
レクリエーション室



障がい福祉課①

「長岡京市障がい者基本条例」
「あいサポーター」
「合理的配慮」の展示



平成30年度より「あいサポート運動」 スタート！



障がい者基本条例の理念

1

違いを 認め合う

共生のまちを実現するため、障がいの有無にかかわらず一人一人の違いを認め合い、人格と個性を互いに尊重します。

2

社会のバリア を取りのぞく

障がいは、心身の機能の障がいと社会的障壁（社会の中にあるバリア）との相互作用から生じるという「社会モデル」の考えに基づき、社会的障壁の除去を促進します。

3

誰もが自ら 考え行動する

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、「市」「市民等」「事業者」が相互に連携し、主体的に取り組めます。

4

その人に合った方法で コミュニケーションを

独自の言語体系を有する手話、要約筆記、点訳、音訳等、障がいの特性に応じた情報保障とコミュニケーションを尊重し、多様なコミュニケーション手段の選択機会の確保と利用機会の拡大を図ります。



障がいのある方の様々な
特性、お困り事などの知識
を身に着け、ちょっとした
手助けや配慮などを実践し
ていくこと。



合理的配慮って知っていますか？

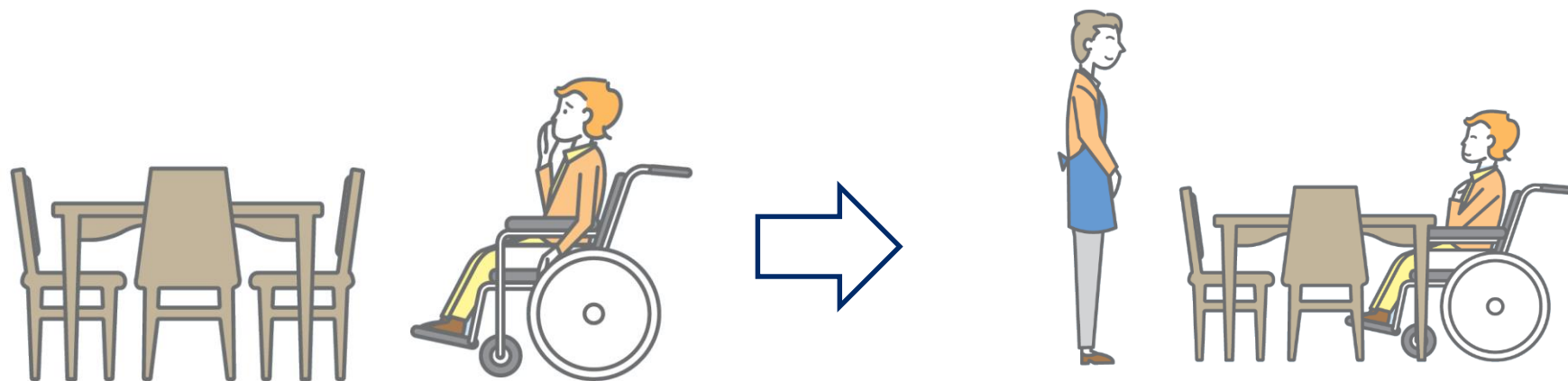
障害者差別解消法という法律により、障がいのある方から
「配慮をしてもらいたい」と意思表示があった場合、
行政機関や民間事業者は、**過重な負担とならない範囲**にお
いて必要かつ合理的な配慮を行う**義務**があります。

※民間事業者の義務化は令和6年4月1日から

ポイント

- 💡 障害者手帳を持っている・持っていないは関係ありません。
- 💡 民間事業者とは企業だけでなく、営利・非営利問わず、
個人事業者やボランティア組織なども含まれます。

たとえば...①

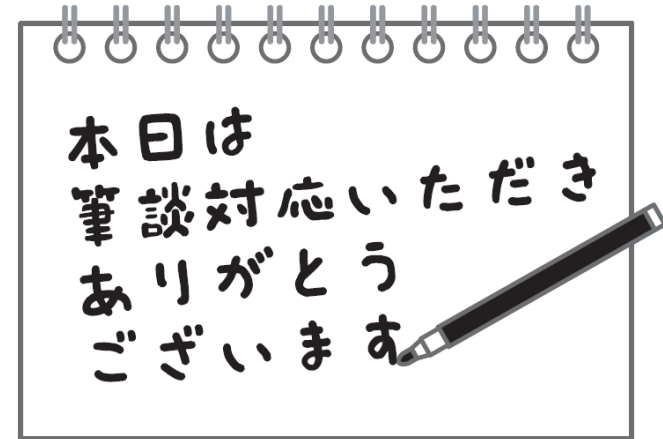
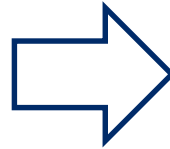


**飲食店で車椅子に乗ったまま
食事をしたい。**

**車椅子で座れるよう店の
椅子を移動させる。**

出典：内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

たとえば...②

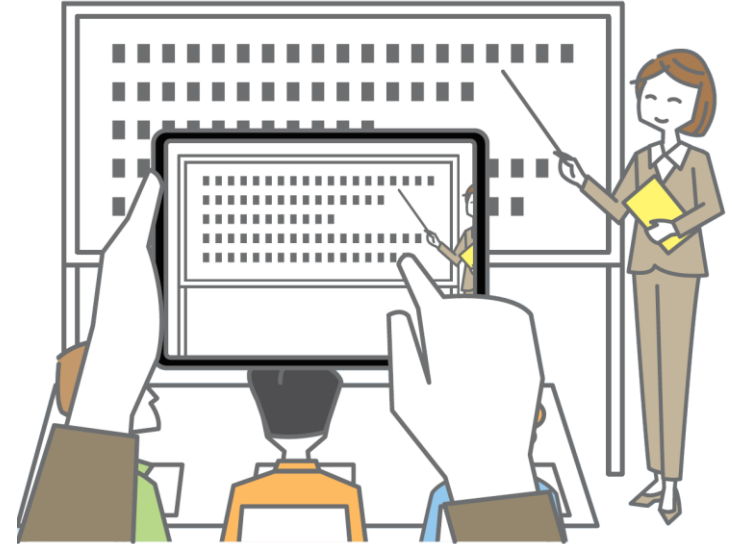
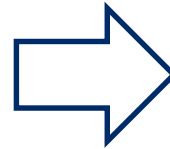
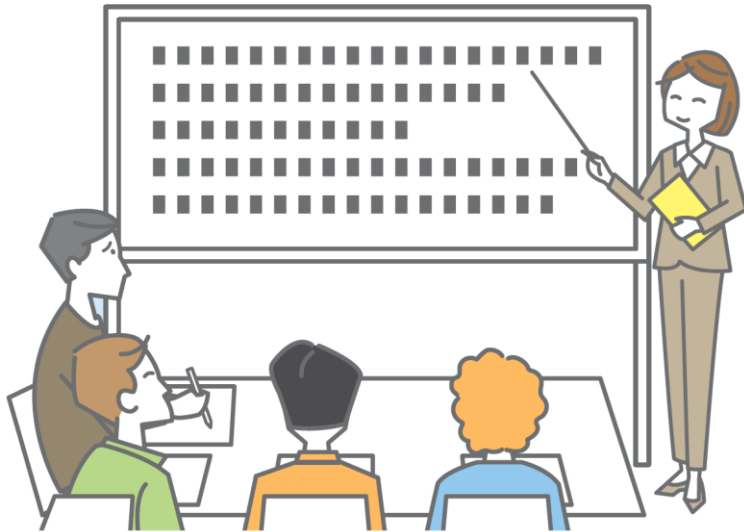


難聴のため筆談をしてもらったが、
文字が細く小さくて読めない。

太いペンで大きく書く。

出典：内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

たとえば...③



文字の読み書きに時間がかかり
板書が追い付かない。

デジタルカメラやスマート
フォンでの撮影を許可する。

出典：内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

他にも

- 段差にスロープを設置する。
- 視覚障がいの方が、レストランでメニュー選びをする際、スタッフがメニュー内容（料理名・値段など）を読み上げる。
- 待合室の呼び出しをする際、耳が聴こえにくい方には口頭ではなく、座席まで呼びに行く。
- 電話のみで予約受付するのではなく、メール・FAXでも受け付けるようにする。 などなど

長岡京市役所でも実施しています

映画チケットを プレゼント



より良い紙面作成のために、長岡京ライフでは毎月アンケートを実施しています。今月号の回答者には、「ある男」チケットのプレゼントが♪詳しくは裏表紙へ。

10.26 (木)

①午前 10 時～午後 0 時 30 分

②午後 2 時～ 4 時

長岡京記念文化会館で

「亡くなった夫の身元調査」という奇妙な依頼を受けた弁護士が、調査を進める中で驚きの真実に近づいていくヒューマンミステリーです。

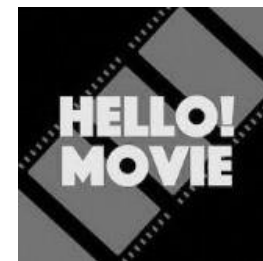
▶全席自由

▶前売り〔一般〕：1,100 円 〔シニア・障がい者・3 歳～高校生〕：900 円

* 賛助会員は前売り 100 円引き、当日は前売り料金。

* 字幕付き上映。HELLO! MOVIE (音声ガイド) 対応作品です。

◎長岡京記念文化会館 ☎955-5711 ファク955-4774



アプリと音声ガイドデータをスマートフォン・タブレットにダウンロード。会場で流れる映画本編の映像をスマートフォンなどのマイクが拾い、その場面に応じた音声ガイドを流してくれる。

過重な負担について

「過重な負担」の判断は、具体的な場面や状況に応じて、申し出に対応することにより生じる**事業への影響、費用、技術的・人的制約**などを考慮して、総合的、客観的に判断する必要があります。

過重な負担が生じるときは、申し出どおり行う義務はありませんが、求められている配慮に100点満点で応えられないからゼロ（何もしない）ではなく、可能な範囲でどのような対応ができるか、建設的な解決策を検討することが重要です。

合理的配慮の提供義務に反しない例

- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
例) 飲食店において食事介助を求められたが断った。
- ②障がいのない方と同等の機会提供を受けるためのものであること
例) 抽選制の限定商品について、抽選申込が難しいから商品を確保してほしいと求められたが断った。
※抽選申込の方法を簡単にすることは検討するべきです。
- ③業務の目的・内容・機能の本質的な変更がないこと
例) オンライン講座実施の際、「オンラインでの集団受講では理解が難しい」と個別対面指導を求められたが断った。

※あくまで考え方の一例で、実際には個別に判断が必要です。

次のような言葉は避けましょう

「前例がありません」

前例がないことは断る理由になりません。

「もし何かあったら...」

漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。

「特別扱いできません」

障がいのある方もない方も同じようにできる状況を整えることは「特別扱い」ではありません。

「〇〇障がいのある方は...」

同じ障がいを一括りにせず、個別に検討する必要があります。



出典：内閣府「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されます！」

今日からできる配慮

パソコンで文書やチラシを作る機会があるかと思いますが、
いつも使っているフォントってありますか？

明朝 **ポップ体** 丸ゴシック 行書体…

いろんなフォントがありますが、**「Biz UDゴシック」**のように
「UD」とついたフォントがあります。

「UD」とはユニバーサルデザインのことで

「すべての人のためのデザイン」とされています。

見比べてみてください

3 5 6 8 9 S

3 5 6 8 9 S

●の違い、分かりますか。

3 5 6 8 9 S

3 5 6 8 9 S



視力が低いとぼやけて見えます



3 5 6 8 9 S

3 5 6 8 9 S

多くの人が目にするものに是非

ワードやエクセルでは「UD」と名前が付いたフォントが
いくつかあります（※Windowsのバージョンによります）

また「メイリオ」というのも「明瞭」が由来であるように高い
可読性を持っています。

チラシやポスターなど多くの方が目にする文書を作る時に、
使ってみてはどうでしょうか？